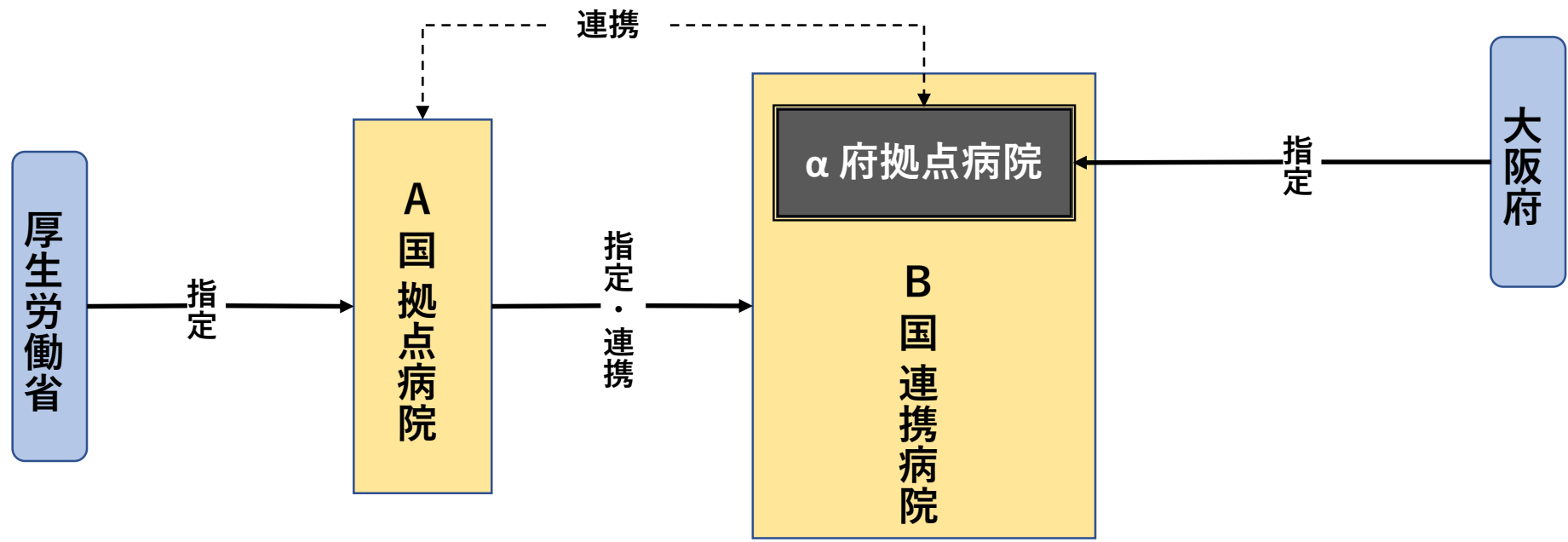


(1) - 3 大阪府小児がん拠点病院における 指定要件の改定について

大阪府小児がん拠点病院と国拠点病院との関係



	区分	設置目的	国指定要件との関係
A	国拠点病院	地域ブロック（近畿ブロック）における小児・AYA世代の がん医療及び支援 の中心施設	—
B	国連携病院	A国拠点病院とともに、地域ブロックの 連携・協力体制 を整備	<ul style="list-style-type: none"> ・同等程度の医療を提供することが可能 ・準じた人員配置を行うことが望ましい 等
α	府拠点病院	府内の 連携・協力体制 等を充実させるとともに、府における がん医療及び支援体制 の水準を向上	<ul style="list-style-type: none"> ・国と同等程度の指定要件 ・重粒子線治療等、府独自要件を追加 ・B国連携病院に指定されていること

《指定要件の難易度》

A 国拠点病院 > α 府拠点病院 > B 国連携病院

【基本】

- 基本的には国の指定要件に準じたものとしている。
- 診療実績は国要件と同等程度。
（新規症例数 30例程度〔国は30例以上〕、固形腫瘍・造血器腫瘍 各10例程度）
- 国要件において「小児がん連携病院と連携」とされているものは、「（国の）小児がん拠点病院と連携」等と変更。

【府独自要件】

- 国指定の小児がん拠点病院から「小児がん連携病院」の指定を受けていること。
- 国が指定する小児がん拠点病院との連携を率先して行うとともに、共同して小児がん連携病院を牽引し、府内における小児がん医療の向上に努めること。

大阪府小児がん拠点病院 指定要件（案）【診療機能】

頁	国指定要件	府指定要件（案）	考え方
1	<p>1 診療体制 (1) 診療機能 ① 集学的治療の提供体制及び標準的治療等の提供</p> <p>ア (略)</p> <p>イ 小児がん患者の病態に応じたより適切ながん医療を提供できるよう、以下のカンファレンスをそれぞれ必要に応じて定期的 <u>に開催すること。また、検討した内容については、診療録に記録の上、関係者間で共有すること。【修正】</u></p> <p><u>i 個別もしくは少数の診療科の医師を主体とした日常的なカンファレンス【新】</u></p> <p><u>ii 個別もしくは少数の診療科の医師に加え、看護師、薬剤師、必要に応じて公認心理師や緩和ケアチームを代表する者等を加えた、症例への対応方針を検討するカンファレンス【新】</u></p>	<p>ア (略)</p> <p>イ 小児がん患者の病態に応じたより適切ながん医療を提供できるよう、以下のカンファレンスをそれぞれ必要に応じて定期的 に開催すること。また、検討した内容については、診療録に記録の上、関係者間で共有すること。</p> <p>i 個別もしくは少数の診療科の医師を主体とした日常的なカンファレンス</p> <p>ii 個別もしくは少数の診療科の医師に加え、看護師、薬剤師、必要に応じて公認心理師や緩和ケアチームを代表する者等を加えた、症例への対応方針を検討するカンファレンス</p>	<p>国どおりの要件としてはどうか。</p>

大阪府小児がん拠点病院 指定要件（案）【診療機能】

頁	国指定要件	府指定要件（案）	考え方
1	<p>iii <u>手術、放射線診断、放射線治療、薬物療法、病理診断及び緩和ケア等に携わる専門的な知識及び技能を有する医師とその他の専門を異にする医師等による、骨転移・原発不明がん・希少がんなどに関して臓器横断的に小児がん患者の診断及び治療方針等を意見交換・共有・検討・確認等するためのカンファレンス</u></p> <p>iv <u>臨床倫理的、社会的な問題を解決するための、具体的な事例に則した、患者支援の充実や多職種間の連携強化を目的とした院内全体の多職種によるカンファレンス</u></p>	<p>iii 手術、放射線診断、放射線治療、薬物療法、病理診断及び緩和ケア等に携わる専門的な知識及び技能を有する医師とその他の専門を異にする医師等による、骨転移・原発不明がん・希少がんなどに関して臓器横断的に小児がん患者の診断及び治療方針等を意見交換・共有・検討・確認等するためのカンファレンス</p> <p>iv 臨床倫理的、社会的な問題を解決するための、具体的な事例に則した、患者支援の充実や多職種間の連携強化を目的とした院内全体の多職種によるカンファレンス</p>	<p>国どおりの要件としてはどうか。</p>
1	<p>ウ <u>院内の他診療科や、小児がん連携病院、がん診療連携拠点病院等、地域の医療機関と協力し、小児がん患者に対して、移行期医療や成人後の晩期合併症対応等も含めた長期フォローアップ体制を構築していること。また、自ら病歴を確保・保存することや疾病理解、健康管理などに関する患者教育、患者啓発に努めること。【修正】</u></p> <p>エ・オ （略）</p>	<p>ウ 院内の他診療科や、厚生労働大臣が指定する小児がん拠点病院（以下「国小児がん拠点病院」という。）、厚生労働大臣が指定するがん診療連携拠点病院や大阪府知事が指定するがん診療拠点病院（以下「国及び府の成人がん拠点病院」という。）等、地域の医療機関と協力し、小児がん患者に対して、移行期医療や成人後の晩期合併症対応等も含めた長期フォローアップ体制を構築していること。また、自ら病歴を確保・保存することや疾病理解、健康管理などに関する患者教育、患者啓発に努めること。</p> <p>エ・オ （略）</p>	<p>国どおりの要件としてはどうか。</p>

大阪府小児がん拠点病院 指定要件（案）【診療機能】

頁	国指定要件	府指定要件（案）	考え方
1	<p>カ <u>地域のがん・生殖医療ネットワークに加入し、「小児・AYA世代のがん患者等の妊孕性温存療法研究促進事業」へ参画すること。対象となりうる患者及び家族には必ずがん治療開始前に適切な情報提供を行い、患者等の希望も踏まえた妊孕性温存療法及びがん治療後の生殖補助医療に関する情報提供・意思決定支援を行う体制を整備していること。また、自施設において、がん・生殖医療に関する意思決定支援を行うことができる診療従事者の配置・育成に努めること。</u>【修正】</p>	<p>カ 地域のがん・生殖医療ネットワークに加入し、「小児・AYA世代のがん患者等の妊孕性温存療法研究促進事業」へ参画すること。対象となりうる患者及び家族には必ずがん治療開始前に適切な情報提供を行い、患者等の希望も踏まえた妊孕性温存治療及びがん治療後の生殖補助医療に関する情報提供・意思決定支援を行う体制を整備していること。また、自施設において、がん・生殖医療に関する意思決定支援を行うことができる診療従事者の配置・育成に努めること。</p>	<p>国どおりの要件としてはどうか。</p>
1	<p>キ <u>保険適用外の免疫療法等について、治験、先進医療、臨床研究法（平成29年法律第16号）で定める特定臨床研究または再生医療等の安全性の確保等に関する法律（平成25年法律第85号）に基づき提供される再生医療等の枠組み以外の形では、実施・推奨していないこと。</u>【修正】</p>	<p>キ 保険適用外の免疫療法等について、治験、先進医療、臨床研究法（平成29年法律第16号）で定める特定臨床研究または再生医療等の安全性の確保等に関する法律（平成25年法律第85号）に基づき提供される再生医療等の枠組み以外の形では、実施・推奨していないこと。</p>	<p>国どおりの要件としてはどうか。</p>
1	<p>② <u>薬物療法の提供体制</u> <u>薬物療法のレジメンを審査し、組織的に管理する委員会を設置すること。</u>【修正】 （「なお、当該委員会は、必要に応じて、 キャンサーボードと連携協力すること。」 は削除）</p>	<p>薬物療法のレジメンを審査し、組織的に管理する委員会を設置すること。 （「なお、当該委員会は、必要に応じて、 キャンサーボードと連携協力すること。」 は削除）</p>	<p>国どおりの要件としてはどうか。</p>

大阪府小児がん拠点病院 指定要件（案）【診療機能】

頁	国指定要件	府指定要件（案）	考え方
1	<p>③ 緩和ケアの提供体制</p> <p><u>ア 小児がん診療に携わる全ての診療従事者により、全ての小児がん患者に対し適切な緩和ケアが提供される体制を整備すること。</u>また、これを支援するために、組織上明確に位置付けられた緩和ケアチームを整備すること。<u>自施設で対応できない場合には地域のがん診療連携拠点病院等との連携体制を整備すること。【新規】</u></p> <p>イーカ （略）</p>	<p>ア 小児がん診療に携わる全ての診療従事者により、全ての小児がん患者に対し適切な緩和ケアが提供される体制を整備すること。また、これを支援するために、組織上明確に位置付けられた緩和ケアチームを整備すること。自施設で対応できない場合には地域のがん診療連携拠点病院等との連携体制を整備すること。</p> <p>イーカ （略）</p>	<p>国どおりの要件としてはどうか。</p>
2	<p>④ 地域連携の推進体制</p> <p>ア （略）</p> <p>イ 小児がんの病理診断又は画像診断に関する依頼や手術療法、放射線療法又は薬物療法に関する相談など、小児がん連携病院や地域の医療機関等の医師と相互に診断及び治療に関する連携協力体制を整備すること。なお、<u>がんゲノム医療中核拠点病院等と連携して、がん遺伝子パネル検査等に試料を提出するための体制も整備すること。【修正】</u></p> <p><u>(ウ・エは削除)</u></p>	<p>ア （略）</p> <p>イ 小児がんの病理診断又は画像診断に関する依頼や手術療法、<u>重粒子線治療を含む放射線療法又は薬物療法に関する相談など、国小児がん拠点病院や国及び府の成人がん拠点病院</u>、地域の医療機関等の医師と相互に診断及び治療に関する連携協力体制を整備すること。なお、<u>厚生労働大臣が指定するがんゲノム医療中核拠点病院等と連携して、がん遺伝子パネル検査等に試料を提出するための体制も整備すること。</u></p> <p><u>(ウ・エは削除)</u></p>	<p>府独自要件である重粒子線治療の記載を残しつつ、国どおりの要件としてはどうか。</p>

大阪府小児がん拠点病院 指定要件（案）【診療機能】

頁	国指定要件	府指定要件（案）	考え方
2	<p>⑤ セカンドオピニオンの提示体制 <u>ア 医師からの診断結果や病状の説明時及び治療方針の決定時等において、すべての小児がん患者とその家族に対して、他施設でセカンドオピニオンを受けられることについて説明すること。その際、心理的な障壁を取り除くことができるよう留意すること。</u> 【新規】</p> <p>イ （略）</p> <p>ウ セカンドオピニオンを提示する場合は、<u>必要に応じてオンラインでの相談を受け付けることができる体制を確保することが望ましい。</u> 【新規】</p>	<p>ア 医師からの診断結果や病状の説明時及び治療方針の決定時等において、すべての小児がん患者とその家族に対して、他施設でセカンドオピニオンを受けられることについて説明すること。その際、心理的な障壁を取り除くことができるよう留意すること。</p> <p>イ （略）</p> <p>ウ セカンドオピニオンを提示する場合は、必要に応じてオンラインでの相談を受け付けることができる体制を確保することが望ましい。</p>	<p>国どおりの要件としてはどうか。</p>

大阪府小児がん拠点病院 指定要件（案）【診療従事者】

頁	国指定要件	府指定要件（案）	考え方
2	<p>(2) 診療従事者</p> <p>① 専門的な知識及び技能を有する医師の配置</p> <p><u>イ 専任の小児の手術に携わる、小児がん手術に関して専門的な知識及び技能を有する医師を1人以上必要な数配置すること。なお、当該医師については原則として常勤であること。また、専従であることが望ましい。【新規】</u></p>	<p>イ 専任の小児の手術に携わる、小児がん手術に関して専門的な知識及び技能を有する医師を1人以上必要な数配置すること。なお、当該医師については原則として常勤であること。また、専従であることが望ましい。</p>	<p>国どおり新たに要件化してはどうか。</p>
3	<p>オ 専従の病理診断に携わる専門的な知識及び技能を有する医師を1人以上配置すること。なお、当該医師については、原則として常勤であること。【修正】</p>	<p>オ 専従の病理診断に携わる専門的な知識及び技能を有する医師を1人以上配置すること。なお、当該医師については、原則として常勤であること。</p>	<p>国どおりの要件としてはどうか。</p>

大阪府小児がん拠点病院 指定要件（案）【診療従事者】

頁	国指定要件	府指定要件（案）	考え方
3	<p>② 専門的な知識及び技能を有する医師以外の診療従事者の配置 <u>以下の診療従事者を、小児がんに関連する各専門分野を担当する部門へ配置すること。</u> 【新規】</p>	<p>以下の診療従事者を、小児がんに関連する各専門分野を担当する部門へ配置すること。</p>	<p>国どおりの要件としてはどうか。</p>
3	<p>ウ 緩和ケアチームに、緩和ケアに携わる専門的な知識及び技能を有する常勤の看護師を1人以上配置すること。また、緩和ケアチームに協力する薬剤師及び公認心理師等の医療心理に携わる者をそれぞれ1人以上配置することが望ましい。【修正】</p>	<p>ウ 緩和ケアチームに、緩和ケアに携わる専門的な知識及び技能を有する常勤の看護師を1人以上配置すること。また、緩和ケアチームに協力する薬剤師及び公認心理師等の医療心理に携わる者をそれぞれ1人以上配置することが望ましい。</p>	<p>国どおりの要件としてはどうか。</p>
3	<p>オ 小児看護やがん看護に関する専門的な知識及び技能を有する専門看護師又は認定看護師を1人以上必要な数配置していること。さらに、当該看護師は、小児がん看護に関する専門的な知識や技能を習得していることが望ましい。【修正】</p>	<p>オ 小児看護やがん看護に関する専門的な知識及び技能を有する専門看護師又は認定看護師を1人以上必要な数配置していること。さらに、当該看護師は、小児がん看護に関する専門的な知識や技能を習得していることが望ましい。</p>	<p>国どおりの要件としてはどうか。 （必須化）</p>
3	<p>カ 小児科領域に関する専門的な知識及び技能を有する公認心理師等の医療心理に携わる者及び保育士及び、社会福祉士もしくは精神保健福祉士をそれぞれ配置していること。加えて、心理社会的支援、成長発達支援、環境援助、治癒的な遊びの提供、治療に伴う心的外傷の緩和等の、医療環境にある子どもや家族への療養支援に関する専門的な知識及び技能を有する者を1人以上必要な数配置していること。【修正】</p>	<p>カ 小児科領域に関する専門的な知識及び技能を有する公認心理師等の医療心理に携わる者及び保育士及び、社会福祉士もしくは精神保健福祉士をそれぞれ配置していること。加えて、心理社会的支援、成長発達支援、環境援助、治癒的な遊びの提供、治療に伴う心的外傷の緩和等の、医療環境にある子どもや家族への療養支援に関する専門的な知識及び技能を有する者を1人以上必要な数配置していること。</p>	<p>国どおりの要件としてはどうか。</p>

大阪府小児がん拠点病院 指定要件（案）【診療従事者・その他の環境整備等】

頁	国指定要件	府指定要件（案）	考え方
3	<p>(3) その他の環境整備等</p> <p>② <u>小児患者に対応できる集中治療室を設置すること。</u> 【修正】</p>	<p>② 小児患者に対応できる集中治療室を設置すること。</p>	<p>国どおり新たに要件化してはどうか</p>
3	<p>③ <u>患者とその家族が利用可能なインターネット環境を整備することが望ましい。</u> 【新規】</p>	<p>③ 患者とその家族が利用可能なインターネット環境を整備することが望ましい</p>	<p>国どおり新たに要件化してはどうか</p>
3	<p><u>旧「(3) ② 敷地内禁煙等敷地内禁煙の実施等のたばこ対策に積極的に取り組むこと。」</u> 削除</p>	<p>削除</p>	<p>国どおりの要件としてはどうか。</p>

大阪府小児がん拠点病院 指定要件（案）【人材育成等】

頁	国指定要件	府指定要件（案）	考え方
4	<p>2 人材育成等</p> <p><u>（1）自施設において、1に掲げる診療体制その他要件に関連する取組のために必要な人材の確保や育成に積極的に取り組むこと。特に、診療の質を高めるために必要な学会が認定する資格等の取得についても積極的に支援すること。</u></p> <p>（2）拠点病院の長は、当該拠点病院においてがん医療に携わる専門的な知識及び技能を有する医師等の専門性及び活動実績等を定期的に評価し、当該医師等がその専門性を十分に発揮できる体制を整備すること。【修正】 （「なお、当該評価に当たっては、手術療法・放射線療法・薬物療法の治療件数（放射線療法・薬物療法については、入院・外来ごとに評価することが望ましい。）、紹介されたがん患者数その他診療連携の実績、論文の発表実績、研修会・日常診療等を通じた指導実績、研修会・学会等への参加実績等を参考とすること。」は削除）</p> <p><u>（3）自施設の診療従事者等を中心に、小児がん対策の目的や意義、患者やその家族が利用できる制度や関係機関との連携体制、自施設で提供している診療・患者支援の体制について学ぶ機会を年1回以上確保していること。また、自施設のがん診療に携わる全ての診療従事者が受講していることが望ましい</u></p> <p>（4）小児がん連携病院や地域の医療機関等の多職種の診療従事者も参加する小児がんの診療、相談支援、がん登録及び臨床試験等に関する研修会等を毎年定期的に行い、人材育成等に努めること。</p>	<p>（1）自施設において、1に掲げる診療体制その他要件に関連する取組のために必要な人材の確保や育成に積極的に取り組むこと。特に、診療の質を高めるために必要な学会が認定する資格等の取得についても積極的に支援すること。</p> <p>（2）府小児がん拠点病院の長は、当該府小児がん拠点病院においてがん医療に携わる専門的な知識及び技能を有する医師等の専門性及び活動実績等を定期的に評価し、当該医師等がその専門性を十分に発揮できる体制を整備すること。</p> <p>（3）自施設の診療従事者等を中心に、小児がん対策の目的や意義、患者やその家族が利用できる制度や関係機関との連携体制、自施設で提供している診療・患者支援の体制について学ぶ機会を年1回以上確保していること。また、自施設のがん診療に携わる全ての診療従事者が受講していることが望ましい</p> <p>（4）国小児がん拠点病院や国小児がん連携病院、地域の医療機関等の多職種の診療従事者も参加する小児がんの診療、相談支援、がん登録及び臨床試験等に関する研修会等を毎年定期的に行い、人材育成等に努めること。</p>	<p>国どおりの要件としてはどうか。</p>

頁	国指定要件	府指定要件（案）	考え方
4	<p>3 相談支援及び情報の収集提供 (1) がん相談支援センター ①から⑤に掲げる相談支援を行う機能を有する部門（以下「がん相談支援センター」という。なお、<u>病院固有の名称との併記を認めた上で、「がん相談支援センター」と表記すること。</u>）を設置し、当該部門において、<u>アからシ</u>までに掲げる業務を行うこと。また、院内の見やすい場所にごん相談支援センターによる相談支援を受けられる旨の掲示をするなど、がん相談支援センターについて積極的に広報すること。【修正】</p>	<p>①から⑤に掲げる相談支援を行う機能を有する部門（以下「がん相談支援センター」という。なお、病院固有の名称との併記を認めた上で、「がん相談支援センター」と表記すること。）を設置し、当該部門において、<u>アからシ</u>までに掲げる業務を行うこと。また、院内の見やすい場所にごん相談支援センターによる相談支援を受けられる旨の掲示をするなど、がん相談支援センターについて積極的に広報すること。</p>	<p>国どおりの要件としてはどうか。</p>
4	<p>小児がん患者及びAYA世代にあるがん患者に対しては、小児・AYA世代のがんに関する一般的な情報提供、療育・発達への支援等に加えて、ライフステージに応じた長期的な視点から、他の医療機関や行政機関、<u>教育機関等</u>と連携し、就学・就労・生殖医療等への相談対応や患者活動への支援等の幅広い相談支援が必要となることに十分に留意すること。また、患者のみならず、患者のきょうだいを含めその家族に対する支援も行うこと。【修正】</p>	<p>小児がん患者及びAYA世代にあるがん患者に対しては、小児・AYA世代のがんに関する一般的な情報提供、療育・発達への支援等に加えて、ライフステージに応じた長期的な視点から、他の医療機関や行政機関、<u>教育機関等</u>と連携し、就学・就労・生殖医療等への相談対応や患者活動への支援等の幅広い相談支援が必要となることに十分に留意すること。また、患者のみならず、患者のきょうだいを含めその家族に対する支援も行うこと。</p>	<p>国どおりの要件としてはどうか。</p>

大阪府小児がん拠点病院 指定要件（案）【相談支援及び情報の収集提供】

頁	国指定要件	府指定要件（案）	備 考
4	<p>① <u>国立研究開発法人国立がん研究センター（以下「国立がん研究センター」という。）による「がん相談支援センター相談員基礎研修」（１）（２）を受講後、国立研究開発法人国立成育医療研究センターが実施する「小児がん相談員専門研修」を修了した専任の相談支援に携わる者を１人以上配置すること。相談支援に携わる者は、対応の質の向上のために、「小児がん拠点病院相談員継続研修」等により定期的な知識の更新に努めること。なお、当該相談支援に携わる者は、看護師等の他、社会福祉士もしくは精神保健福祉士の資格を有することが望ましい。【修正】</u></p>	<p>① 国立研究開発法人国立がん研究センター（以下「国立がん研究センター」という。）による「がん相談支援センター相談員基礎研修」（１）（２）を受講後、国立研究開発法人国立成育医療研究センターが実施する「小児がん相談員専門研修」を修了した専任の相談支援に携わる者を１人以上配置すること。相談支援に携わる者は、対応の質の向上のために、「小児がん拠点病院相談員継続研修」等により定期的な知識の更新に努めること。なお、当該相談支援に携わる者は、看護師等の他、社会福祉士もしくは精神保健福祉士の資格を有することが望ましい。</p>	<p>国どおりの要件としてはどうか。</p>
5	<p>④ <u>小児がん患者及びその家族が心の悩みや体験等を語り合うための患者サロン等の場を設けること。その際には、十分な経験を持つ患者団体等と連携して実施するよう努めること。なお、オンライン環境でも開催できることが望ましい。【一部新規】</u></p> <p>⑤ <u>がん相談支援センターについて、診療の経過の中で患者が必要とするときに確実に利用できるよう繰り返し案内を行うこと。なお、がん治療の終了後も長期的に利用可能な旨も併せて説明すること。【新規】</u></p>	<p>④ 小児がん患者及びその家族が心の悩みや体験等を語り合うための患者サロン等の場を設けること。その際には、十分な経験を持つ患者団体等と連携して実施するよう努めること。なお、オンライン環境でも開催できることが望ましい。</p> <p>⑤ がん相談支援センターについて、診療の経過の中で患者が必要とするときに確実に利用できるよう繰り返し案内を行うこと。なお、がん治療の終了後も長期的に利用可能な旨も併せて説明すること。</p>	<p>国どおりの要件としてはどうか。</p>

大阪府小児がん拠点病院 指定要件（案）【相談支援及び情報の収集提供】

頁	国指定要件	府指定要件（案）	考え方
5	<p><がん相談支援センターの業務> 【修正】 <u>エ 小児・AYA世代のがん患者の発育、教育、就学、就労等の療養上の相談及び支援（なお、自施設での対応が困難な場合は、がん診療連携拠点病院等のがん相談支援センター等と連携を図り、適切に対応すること）</u></p>	<p>エ 小児・AYA世代のがん患者の発育、教育、就学、就労等の療養上の相談及び支援（なお、自施設での対応が困難な場合は、国及び府の成人がん拠点病院等のがん相談支援センター等と連携を図り、適切に対応すること）</p>	<p>国どおりの要件としてはどうか。</p>
	<p><u>オ がん・生殖医療に関する相談及び支援</u> 【新規】</p>	<p>がん・生殖医療に関する相談及び支援</p>	
	<p><u>カ 長期フォローアップに関する相談及び支援</u> 【新規】</p>	<p>長期フォローアップに関する相談及び支援</p>	
	<p><u>キ がんゲノム医療に関する相談及び支援</u> 【新規】</p>	<p>がんゲノム医療に関する相談及び支援</p>	
	<p><u>ク アピアランスケア（注10）に関する相談及び支援</u> 【新規】</p>	<p>アピアランスケアに関する相談及び支援</p>	
	<p><u>ケ 患者のきょうだいを含めその家族に対する支援</u> 【新規】</p>	<p>患者のきょうだいを含めその家族に対する支援</p>	

大阪府小児がん拠点病院 指定要件（案）【診療実績、診療機能等の情報提供】

頁	国指定要件	府指定要件（案）	考え方
5 6	<p>（3）診療実績、診療機能等の情報提供 小児がん及びA Y A世代で発症するがんについて、自施設及び自らが指定した小児がん連携病院の診療実績、診療機能及び診療従事者の専門とする分野・経歴などを、わかりやすく情報提供すること。<u>なお、大規模災害や感染症の流行などにより自院の診療状況に変化が生じた場合には、速やかに情報公開をするよう努めること。【新規】</u></p>	<p>小児がん及びA Y A世代で発症するがんについて、自施設及び自らが指定した小児がん連携病院の診療実績、診療機能及び診療従事者の専門とする分野・経歴などを、わかりやすく情報提供すること。なお、大規模災害や感染症の流行などにより自院の診療状況に変化が生じた場合には、速やかに情報公開をするよう努めること。</p>	<p>国どおりの要件としてはどうか。</p>

頁	国指定要件	府指定要件（案）	考え方
6	<p>4 患者の発育及び教育等に関して必要な環境整備</p> <p>(2) 病弱等の特別支援学校又は小中学校等の病弱・身体虚弱等の特別支援学級による教育支援（特別支援学校による訪問教育を含む。）が行われていること。なお、義務教育段階だけではなく、高等学校段階においても必要な教育支援を行うこと。【修正】</p> <p>(6) 家族等の希望により、24 時間面会又は患者の付き添いができる体制を構築していること。なお、この体制の質の向上についても積極的に取り組むこと。【一部新規】</p> <p><u>(8) 教育課程によらず、切れ目のない教育支援のために I C T（情報通信技術）等を活用した学習活動を含めた学習環境の整備を進めること。【新規】</u></p> <p><u>(9) 小児がん患者の精神的なケアに関して、対応方法や関係機関との連携について明確にしておくこと。また関係職種に情報共有を行う体制を構築していること。自施設に精神科、心療内科等がない場合は、地域の医療機関と連携体制を確保していること。【新規】</u></p>	<p>(2) 病弱等の特別支援学校又は小中学校等の病弱・身体虚弱等の特別支援学級による教育支援（特別支援学校による訪問教育を含む。）が行われていること。なお、義務教育段階だけではなく、高等学校段階においても必要な教育支援を行うこと。</p> <p>(6) 家族等の希望により、24 時間面会又は患者の付き添いができる体制を構築していること。なお、この体制の質の向上についても積極的に取り組むこと。</p> <p>(8) 教育課程によらず、切れ目のない教育支援のために I C T（情報通信技術）等を活用した学習活動を含めた学習環境の整備を進めること。</p> <p>(9) 小児がん患者の精神的なケアに関して、対応方法や関係機関との連携について明確にしておくこと。また関係職種に情報共有を行う体制を構築していること。自施設に精神科、心療内科等がない場合は、地域の医療機関と連携体制を確保していること。</p>	<p>国どおりの要件としてはどうか。</p>

大阪府小児がん拠点病院 指定要件（案）【臨床研究等】

頁	国指定要件	府指定要件（案）	考え方
6	<p>5 臨床研究等に関すること 他の拠点病院や小児がん連携病院とも連携し、オールジャパン体制で臨床研究等を推進すること。</p> <p>(1)–(2) (略)</p> <p>(3) <u>自施設で参加可能な治験について、その対象であるがんの種類及び薬剤名等を広報すること。</u></p> <p>(4)–(5) (略)</p> <p><u>(6) 小児がん中央機関等と連携して、治験に関して患者に対する情報提供に努め、国内の連携体制を構築すること。【新規】</u></p>	<p>国小児がん拠点病院や地域の医療機関等とも連携し、オールジャパン体制で臨床研究等を推進すること。</p> <p>(1)–(2) (略)</p> <p>(3) 自施設で参加可能な治験について、その対象であるがんの種類及び薬剤名等を広報すること。</p> <p>(4)–(5) (略)</p> <p>(6) 小児がん中央機関等と連携して、治験に関して患者に対する情報提供に努め、国内の連携体制を構築すること。</p>	<p>国どおりの要件としてはどうか。</p>

頁	国指定要件	府指定要件（案）	考え方
6 7	<p>6 医療の質の継続的な評価改善の取組及び安全管理</p> <p>(1) 自施設及び小児がん連携病院の診療機能や診療実績、<u>医療の質の評価地域連携に関する実績や活動状況の他、がん患者の療養生活の質について把握・評価し、課題認識を関係者で共有した上で、適切な改善策を講じること</u> 【修正】</p> <p>(2)－(4) (略)</p> <p><u>(5) 医療法（昭和23年法律第205号）に基づく医療安全にかかる適切な体制を確保すること。また、日本医療機能評価機構の審査等の第三者による評価を受けていること。</u> 【新規】</p>	<p>(1) <u>国小児がん拠点病院や国及び府の成人がん拠点病院と連携し、自施設の診療機能や診療実績、医療の質の評価地域連携に関する実績や活動状況の他、がん患者の療養生活の質について把握・評価し、課題認識を関係者で共有した上で、適切な改善策を講じること。</u></p> <p>(2)－(4) (略)</p> <p>(5) 医療法（昭和23年法律第205号）に基づく医療安全にかかる適切な体制を確保すること。また、日本医療機能評価機構の審査等の第三者による評価を受けていること。</p>	<p>国どおりの要件としてはどうか。</p>

大阪府小児がん拠点病院 指定要件（案）【人的配置要件】

【凡例】 ●：必須、◎：原則、○：望ましい

※ 専従：就業時間の8割以上従事、専任：就業時間の5割以上従事

		国指定要件				府指定要件（案）			
		配置	常勤	専従	専任	配置	常勤	専従	専任
手術【新規】	医師	●	●	○		●	●	○	
薬物療法	医師	●	◎	○	●	●	◎	○	●
	薬剤師	●	●			●	●		
放射線療法	医師	●				●			
	放射線技師	●				●			
	技術者	●				●			
緩和ケア	身体医師	●	○			●	○		
	精神医師	●	○			●	○		
	看護師	●	●			●	●		
	薬剤師	○				○			
	心理師	○				○			
病理	医師	●	◎	●		●	◎	●	
	細胞診断	○				○			
小児看護・がん看護	専門看護師又は認定看護師	○				○			
療育支援担当者	公認心理師、臨床心理士、社会福祉士等	○				○			
長期フォローアップに携わる部門に配置	医師・看護師等	●				●			

【参考】大阪府小児がん拠点病院と国拠点病院との関係（全体像）

